

先着順売払公告

下記組合財産を先着順により売払いたします。

なお、当該物件はすでに一般競争入札を実施したが売払相手方が決まらなかったために、先着順により売り払うものです。

平成27年11月9日

国土交通省共済組合本部長

徳山 日出男

(公印省略)

1 売払物件

所在地	地目	地積	都市計画上の制限等
宮崎県宮崎市青島1丁目 21番、22番	宅地	1,694.41 m ²	第2種住居地域 建ぺい率60% 容積率200%

2 売払価格 金 16,200,000 円

3 売払を申請するための資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当する者。
- 当該物件の売り払い事務に従事する者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

4 契約条項を示す場所等

(1) 担当部局

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎7階
国土交通省九州地方整備局総務部厚生課 共済第二係
電話 092-471-6331 内線2591

(2) 関係書類を交付する期間及び場所

①交付期間

- 平成27年11月9日（月）から平成28年1月22日（金）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。売払相手方が決定次第終了。）

②交付時間

- 午前9時15分から午後5時30分まで（12時から13時までは除く。）

③交付場所

- 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎7階
国土交通省九州地方整備局総務部厚生課 共済第二係
- 宮崎県宮崎市大工2-39
国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所総務課

5 現地説明

買受を希望される場合は、必ず現地にて物件をご確認下さい。

希望者には、随時現場説明を実施しますので、4（1）の担当部局までお問い合わせ下さい。

6 売払申請書の受付期間・場所等

(1) 受付期間

- 平成27年11月24日（火）から平成28年1月29日（金）まで
（土曜日・日曜日及び祝日は除く。）

(2) 受付時間

- ・午前9時15分から午後5時30分まで（12時から13時までは除く。）

(3) 受付場所

- ・国土交通省九州地方整備局総務部厚生課 共済第二係
福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎7階

(4) 申請方法

買受希望者は、売払申請書に必要書類を添付して、「持参」又は「郵送」により提出して下さい。

※ 郵送の場合は、簡易書留等配達記録が残るものに限りです。

※ 先着順の受付となりますので、適正な申請書類を受け付けた時点で先着順による受付を終了します。

※ 受付開始日後に売払申請書を提出する場合は、売払申請書の提出前に受付終了の有無を4（1）の担当部局へお問い合わせ下さい。

7 売払相手方の決定方法

(1) 売払申請書の無効

上述3の売払申請書の資格を有しない者の申請は無効とします。

(2) 売払相手方の決定方法

適正な申請書類が提出された日（郵送の場合にあっては配達された日）が一番早い方を売払相手方として決定します。ただし、提出又は配達された書類に不備、不足があった場合については、補正が完了した日を提出した日とみなします。

なお、受付は日を単位とし、同日に複数の申込みがなされた場合には、売払相手方は抽選により決定します。（同日の提出にあっては、申請書の提出順番に優劣はありません。）

8 契約締結の時期

売払相手方は、売払相手方に決定した日の翌日から14日以内に売買契約を締結しなければなりません。

※ 売買契約の締結及び履行に関して必要な費用は、売払相手方と決定された方の負担になります。（契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税が別途必要になります。）

※ 売払相手方に決定した日の翌日から14日目が土・日曜日及び祝日等の行政機関等の閉庁日となる場合には、直前の閉庁日が期限となります。

9 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の①又は②によります。

① 売買契約と同時に全額支払う方法

② 売買契約締結時に売買代金の100分10以上を契約保証金として納め、契約の締結日を含めて30日以内に、売買代金と契約保証金との差額を支払う方法

※ 契約締結日から30日目が土・日曜日及び祝日等の行政機関等の閉庁日となる場合には、直前の閉庁日が期限となります。

10 所有権の移転等

(1) 売買代金を全額納付した時に移転があったものとし、物件を引き渡したものとします。

(2) 所有権移転承諾書及び移転時に必要な書類を交付しますので、買受人で所有権移転登記の手続きを行っていただきます。

(3) 所有権移転登記が完了したら登記簿謄本（全部事項証明書）を4.（1）の担当部局に提出していただきます。

11 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 要（契約金額の100分の10以上）

(3) 提出された売払申請書及び関係書類は返却しません。

(4) その他 詳細は「日南青島荘跡地先着順売払のご案内」による。